

第 2 期府中市の教育に関する大綱

令和 4 年 3 月

府中市

1 この大綱について

(1) 位置付け

大綱は、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針を明らかにするものです。

本市では、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針として「第7次府中市総合計画」を策定し、都市像である「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」の実現を目指しています。

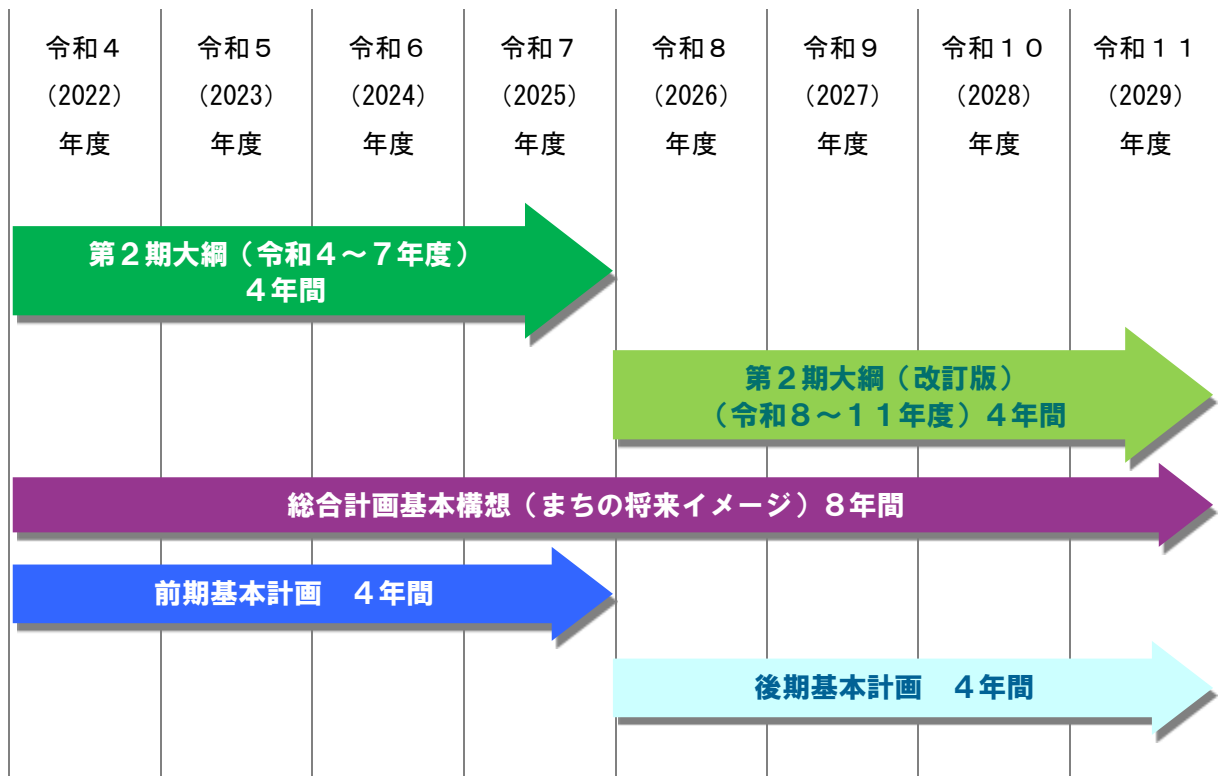
また、総合計画と整合性を確保し、より具体化する個別計画として、「府中市学校教育プラン」、「府中市生涯学習推進計画」、「府中市スポーツ推進計画」、「府中市文化芸術推進計画」等を策定し、各種施策を実施しています。

府中市の教育に関する大綱の策定に当たっては、教育、学術及び文化に関する基本的な理念や基本目標、施策の体系及び基本的方向を網羅している「府中市総合計画」を基本とし、その中で、教育、学術及び文化の各分野の主旨を取りまとめ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（これを「府中市の教育に関する大綱」とする。）として位置付け、策定したものです。



(2) 対象期間

「第2期府中市の教育に関する大綱」が対象とする期間は、「第7次府中市総合計画」との整合性を図るため、「第7次府中市総合計画」の終了までの8年間とします。その中で、後期基本計画の策定に合わせて内容を見直し、改訂版を策定することとします。



2 現状と課題

(1) 社会潮流と課題

日本では、若い世代の人口が継続的な減少傾向にあり、今後も少子化が進行する懸念があります。このため、地方公共団体において急速な少子化を抑制するためには、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実を図ることが求められています。

また、国籍や障害の有無、性自認・性的指向などに関わらず、誰もがそれぞれの個性を尊重され、安心して自分らしく活躍できる共生社会の実現が求められています。

さらには、令和2年以降、新型コロナウイルスによる感染が全国的に広がり、社会生活に深刻な影響を与えています。感染拡大のリスクが完全に払拭されるには、しばらく時間を要するものと見込まれていることから、引き続き、医療、福祉、子育て、教育、文化、スポーツなどの各分野において、感染予防と感染拡大防止に向けた様々な対策が求められています。

(2) 府中市の現状・課題

本市においても、平成28年以降、年々出生数が減少しており、今後は、児童・生徒数の減少が見込まれることから、少子化への対応が求められています。

学校教育においては、児童・生徒が幅広い知識を習得し、心豊かに多様な価値観を尊重し合いながら、たくましく育つように取り組むとともに、時代に即したICTを効果的に活用した教育の推進やコミュニティ・スクールの充実などが求められています。学校施設については、災害時における避難所としての活用のほか、地域に開かれた拠点として、様々な機能を備えた学校づくりを進めています。さらには、いじめや不登校等の課題については、関係機関の連携や、支援につなげる環境の整備等が求められています。

また、本市では、多くの市民が、生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動に親しんでいます。今後も、市民の意欲的な学びを後押しし、地域への愛着を持って健康で元気に暮らすことができるようにするためには、学習や活動の機会の提供、施設の老朽化対策、適切な維持管理も大きな課題です。

(1) 学校教育の充実

全ての児童・生徒が、知識や学力に加え、判断力や洞察力、心の豊かさやたくましさを身に付けることができる教育を推進します。また、誰一人取り残されることなく、安心・安全に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育成していきます。そして、子どもたちが新しい時代に求められる資質・能力を身に付けられるよう、ICTの効果的な活用による教育活動の充実を図るとともに、医療的ケア児への支援を含め、障害や様々な困難、課題を抱える児童・生徒一人ひとりの特性に応じた適切な教育を展開します。

学校施設の老朽化対策や大規模改修を計画的に進めるとともに、時代の変化に応じた教育環境の整備を継続的に実施し、子どもの学びを支える教育環境の充実に努めます。また、おいしい給食を提供できる環境も整備し、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができる体制を継続します。

(2) 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

性別、年齢、国籍や障害の有無などを問わず、一人ひとりがお互いの人間性を尊重し、違いや多様な価値観を認め合うとともに、地域においてそれぞれが抱える問題や悩みについて助け合いがなされるなど、偏見や差別のない、人へ寄り添えるまちの実現を目指します。

また、平和の尊さを広く周知するため、啓発活動の充実を図り、平和を身近に、自分の問題として捉え、学ぶことのできる機会を創出します。

(3) 生涯にわたる学習活動の推進

誰もが等しく学習できる環境を整備し、様々な学習の機会を通じて世代を超えた交流活動が行われるとともに、「学び返し」によって学んだことを地域にいかすなど、市民が活躍するまちづくりを推進します。

市民が図書館にある情報を活用し、知的・文化的な生活を営むことができるよう、また、時代のニーズや変化に合った講座等の学びの場やレファレンスサービスを利用し、生活上の様々な課題の解決に取り組むことができるよう、図書館サービスの充実を図ります。

(4) 文化・芸術活動の支援

本市特有の伝統芸能や芸術文化がしっかりと継承され、市民がそれらに親しみや誇りを持つとともに、様々な文化や芸術活動に触れ、心豊かな生活を営めるよう、楽しむ機会の充実を図ります。

また、各文化施設が文化・芸術に係る鑑賞や学習、発表等のために活用されることで、市民が身近な場所で文化・芸術に親しみ、文化意識が十分に醸成されるよう、各施設の有効活用を図ります。

歴史文化遺産の保存と歴史資料の活用等により、市民をはじめとする多くの人々が本市の歴史文化遺産について学び、その価値に対する理解を深め、郷土愛が育まれるとともに、歴史と伝統があるまちとしての魅力を広めていきます。

(5) スポーツ活動の支援

年齢や障害の有無などにかかわらず、全ての市民が自身に合ったスポーツ活動に親しみ、心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むことができるよう、スポーツ活動の普及・促進に努めます。

また、各スポーツ施設が、安全で快適に利用でき、市民が積極的にスポーツ活動に取り組むことのできる拠点となるよう、整備・運営を行うとともに、市民が市内を拠点に活動するトップチームのアスリートとの触れ合いや、試合での活躍を楽しめる環境を整えるなど、スポーツの振興やスポーツの力をいかして「スポーツタウン府中」の推進に努めます。

(6) 青少年の健全育成

保護者の就労の有無を問わず、全ての児童が放課後を安全に生き生きと過ごすことができるよう、放課後の居場所づくりを推進します。

また、青少年が犯罪被害やトラブルに対する予防意識を持つとともに、悩みが複雑・深刻化する前に相談できる体制や、地域社会全体で犯罪被害及び非行の防止に取り組む体制を整備し、青少年の健やかな育成を推進します。

第２期府中市の教育に関する大綱

編集・発行 府中市政策総務部政策課

〒１８３－８７０３ 東京都府中市宮西町２丁目２４番地

電 話 ０４２（３６４）４１１１（代表）

０４２（３３５）４０１０（直通）

FAX ０４２（３３６）６１３１

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp>